

別紙 3

110番等通報協力者に対する謝礼制度実施要領の制定について(概要)

【例規通達】

制定 昭和59年3月6日

栃木県警察本部長通達

各種事件、事故等が発生した際、民間人が110番等により警察に通報するなど、警察活動に協力した場合は、その功労の程度に応じ、感謝状を贈呈しているが、110番等により警察活動上効果的な情報の提供を行うも感謝状の贈呈に至らない比較的軽微な協力事案の場合、地域に密着した心の触れ合う警察活動の一環として、善意の民間協力者に記念品を贈呈し、謝意を表するもの。

制度の主な内容は、

謝礼制度の目的

謝礼の対象者

謝礼を除外する場合

謝礼を行う者

謝礼事務担当者

謝礼手続き

記念品の取扱い

運用上の留意事項

などの項目からなっている。